

AED貸出利用規約

【第1条 適用】

当施設の所有する自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を「AED 貸出利用規約」(以下、「本規約」という。)に従い本サービスを提供します。

【第2条 遵守事項】

利用申込者は、AED を人命の救助活動にのみ使用し、他目的に使用しないものとする。また、AED は定められた機能の範囲内で使用し、機能の範囲外の使用をしないこと。

- 1 利用申込者が、本規約に違反し損害を与えた場合は、当施設に対し、その損害を賠償すること。
- 2 利用申込者は、レンタル中の物品については善良な管理者として、これを使用保管する義務を負い、不当な方法で使用したり無断で他人に貸与、交付したりすることは出来ない。

【第3条 費用】

AED の貸出料金は、無料とする。

- 1 返却時において、AED 本体の破損・滅失・ひどい汚れ等が確認された場合は、修復等に係る実費相当額を利用申込者は負担する。なお、費用の支払い方法・支払額については、別途が発当施設行する請求通知に基づき支払うものとする。
- 2 電極パッド等の消耗品は、未返却・試用・破損等があった場合は、その実費相当額を利用申込者は負担する。支払い方法は、別途当施設が発行する請求通知に基づき支払うものとする。

【第4条 貸出条件】

AED の貸出は、その利用場所が町田にぎわいづくりパートナーズの管理施設範囲内で、かつ使用目的がスポーツや子ども会、町内会、福祉など主として営利目的ではないイベントの場合に限る。但し、緊急を要する事態に使用する場合はこの限りではありません。

- 1 AED の貸出対象者は、町田市に拠点を置く各種サークル、スポーツ団体、および非営利団体等とする。
- 2 本書に記載の内容について、予告なく変更する場合があることを利用申込者は了承したものとする。

【第5条 貸出利用手続き】

AED の貸出を希望する者は本規約確認の上に、使用するイベントや活動の紹介文も含めた必要事項を記入し、利用日の7日前までに申請すること。なお申し込みがあった時点で、本規約に同意したものとみなす。

- 1 貸出期間は、利用申込者が申込フォームに記載した開始日から終了日までの期間とし、3日間を限度とする。
- 2 貸出申込み後、キャンセルまたは日程の変更等が発生した場合は速やかに連絡すること。
- 3 当施設の貸出責任者と利用申込者は AED の貸出時および返却時に、数量および動作等の点検確認を行うこと。
- 4 利用申込者は、AED の借り受け後、現品の動作を確認し不備があれば、直ちに当施設へ連絡する。なお、連絡がない場合は、正常に引渡が完了したものとする。
- 5 利用申込者は、AED の借用期間中、付属の取扱説明書を読み、その内容を遵守すること。
- 6 貸出期間が終了したときは、利用申込者は、当施設の指定する方法に従い速やかに AED を返却するものとする。

【第6条 免責条項】

- 1 当施設は、救命時に発生した損害等に関して一切の責任を負わないものとする。

上記の通り AED を使用します。 署名欄 _____

AED 借用書

申請日	年 月 日
申請者名	
住所	東京都町田市
電話番号	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	木曽山崎グラウンド ・ 本町田後田公園 ・ 成瀬鞍掛グラウンド

スタッフ 確認項目	身分証明書確認 (免許証・保険証・マイナンバーカード・その他 _____)		
	電源ランプ確認 ※青色点灯しているか	貸出	返却

備品チェック 項目	備品項目	貸出時	返却時
	パッド		
	ハサミ		
	ガーゼ類		
	カミソリ 2つ		

受付印		受付印	
貸出 受付者		返却 受付者	